

◆————◆

弁理士試験短答【逐条読込・演習講座（読込編）】

平成30年8月第1回

◆————◆

□ 目次

★ 条文読込

☆ 条文逐条解説 + 短答過去問演習 … 特許法1条－26条
パリ条約1－3条

★ 編集後記

受講生のみなさん、こんにちは。

8月となり、逐条講座の開始です。

逐条講座では、特許法1条・パリ条約1条から順に
逐条形式で学習を進めていきます。

この逐条講座の読込編のテキストは、

条文の次に解説と過去問を載せてあります。

解説部分では、青本、改正本、審査基準、判例等を引用して
記載しております。

従いまして、受講生の皆さんは、

条文や青本等を逐次確認することなく、

この講座テキストを読み込んでいくだけで

効率よく理解・記憶していくことができます。

条文だけ、要点集だけ、過去問だけを勉強する不安、

要点集、過去問、条文をそれぞれ参照する面倒さを

解消しています。

この講座を最大限に活用していきましょう。

演習編では、読込編の範囲に対応する過去問演習を行います。
演習編で知識を確実なものとしてください。

それでは、今回の講座を始めましょう。

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
☆☆★☆☆★ [特許法 1-26条 + パリ条約 1-3条]

(特許法 1条-26条)

●特許法 第1条 (目的)

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

(1) この法律の目的を示したもの

(2) 特許制度は、新しい技術を公開した者に対し、その代償として一定の期間、一定の条件の下に特許権という独占的な権利を付与し、他方、第三者に対してはこの公開された発明を利用する機会を与える（特許権の存続期間中においては権利者の許諾を得ることにより、また存続期間の経過後においては全く自由に）ものである。このように権利を付与された者と、その権利の制約を受ける第三者の利用との間に調和を求めつつ技術の進歩を図り、産業の発達に寄与していく（青本）。

<比較>

●法律の目的

○実1条 ⇒ 物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与する

○意1条 ⇒ 意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与する

○商1条 ⇒ 商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する

●特許法 第2条（定義）

この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

(1) 1項 発明の定義 ⇒ 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

(2) 3項 発明の「実施」の定義

a. 1号 物の発明：物の生産・使用・譲渡等・輸出・輸入・譲渡等の申出

①「物」⇒ プログラム等が含まれる（平成14年改正）

（趣旨）プログラム等が含まれることを明示的に規定することにより、記録媒体に記録されないプログラム等の情報財がそれ自身として特許法における保護対象となり得ることを明確化（改正本）

②「譲渡等」⇒ 譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。

・平成14年改正で電気通信回線を通じた提供を追加

（趣旨）ネットワークを通じたプログラム等の提供行為が発明の実施に含まれることを明確化（青本）

[平21-48]「プログラム」に係る特許発明の技術的範囲に属するプログラムを電気通信回線を通じて提供することを記載したパンフレットを頒布する行為には、当該特許発明についての特許権の効力は及ばない。

…>×

③放送は「譲渡、貸渡し」に含まれると解釈される（青本）。

④「プログラム等」⇒ プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの）その他電子計算機による処理の用に供する情報であってプログラムに準ずるもの（平成14年改正、4項）

⑤「譲渡等の申出」⇒ 権利品の展示やカタログによる勧誘・パンフレットの配布等も含む概念と解される（青本）。

⑥実施には「輸出」行為が含まれる（平成18年改正、3項1号、3号）。
（趣旨）模倣品や海賊版の輸出規制の実現

経済のグローバル化の進展により、我が国の産業財産権侵害品が国境を越えて取引される事例が増大する等模倣品問題の国際化・深刻化に鑑み、国内の製造や譲渡の段階では差止めができない場合であっても、輸出者が判明した場合には、権利者が「輸出」の段階で差止め等の措置を講じることを可能とするため（青本）。

⑦輸出行為自体は、国内で行われる行為であり、我が国の工業所有権の効力を直接的に海外における譲渡等の行為に対して及ぼすものではないため、属地主義には反しない（青本）。

[平24-5] 発明の実施行為の1つとして輸出をする行為が規定されているのは、特許法において属地主義の原則の例外が認められたことによるものである。

…>×

……